

労働条件通知書は 適正に交付されていますか？

～ 会社は、労働者を採用するときに、労働時間や賃金等の労働条件を明示しなければなりません。～

パートで働いているけど、そのような書類はもらったことがない・・・

仕事の内容や働く時間は書いてあるけど給料については何も書かれていない・・・

説明はしているけど、書面で交付していない・・・

正社員は渡しているけど、パート・アルバイトには渡していない・・・



労働基準法は、正社員、アルバイトなどの名称を問わず全ての労働者に適用されるルールであり、会社には、以下に記載した労働条件を明示する義務があります。

必ず明示しなければならないこと

原則、書面(※)で交付しなければならないこと

- ① 契約期間に関する事
- ② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関する事
- ③ 就業場所、従事する業務に関する事
- ④ 始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩、休日、休暇、交替勤務をさせる場合の就業時転換に関する事
- ⑤ 賃金の決定、計算、支払方法、締日・支払の時期に関する事
- ⑥ 退職に関する事(解雇の事由を含む)
- ⑦ 昇給に関する事

定めをした場合に明示しなければならないこと

- ① 退職手当に関する事
- ② 賞与などに関する事
- ③ 食費、作業用品などの負担に関する事
- ④ 安全衛生に関する事
- ⑤ 職業訓練に関する事
- ⑥ 災害補償などに関する事
- ⑦ 表彰や制裁に関する事
- ⑧ 休職に関する事

(※) 労働者が希望した場合は、FAX や電子メール等の方法で明示することができます。ただし、書面として出力できるものに限られます。

書面の交付状況や、明示されている内容はどうですか？

チェックリストでチェックしましょう！

契約期間について

- 労働契約の期間に関する事項
契約期間の有無について記載されているか。
※有期契約の場合は以下の項目について記載されているか。
 - 契約期間
 - 契約更新の有無
 - 労働契約を更新する場合の基準に関する事項

就業場所や業務内容について

- 就業の場所
- 従事すべき業務の内容

労働時間や休日について

- 始業及び終業の時刻
- 所定労働時間を超える労働の有無
- 休憩時間
- 休日
- 休暇
年次有給休暇や代替休暇、その他休暇に関する事項について記載されているか。
- 労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

賃金について

- 賃金額、計算方法
基本給だけでなく、その他各種手当を支払う場合は、手当ごとの金額や計算方法について記載されているか。
- 賃金の支払方法
- 賃金の締切日、支払日

退職について

- 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
退職の場合の手続きや、解雇の事由等について記載されているか。

交付状況について

- 雇い入れ時(契約更新時)に書面交付されているか。
※労働者が希望し、かつ労働者が出力することにより書面を作成できる場合に限り、電子メール等の送信によるものでも認められています。